

認証評価制度の改善②(令和元年～)

認証評価は受審が義務化されているにも関わらず、その結果の取扱いについて制度的な担保が設けられていないため、教育研究の実質的な改善につながりにくい状況となっている。(平成30年9月 中央教育審議会大学分科会将来構想部会制度・教育改革ワーキンググループ審議まとめ)

「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」 (平成30年11月26日中央教育審議会答申)

<具体的な方策> 教育の質保証システムの確立

- 設置計画履行状況等調査及び認証評価については、教育の実質的な改善を促すために、設置計画履行状況等調査における指摘事項及びその後の改善に向けた対応状況や認証評価の結果を踏まえ文部科学大臣が認めた大学における法令違反について、資源配分への反映や学校教育法第15条に基づく改善勧告、変更命令等の段階的措置を行うことを検討する。
- 加えて、認証評価については、現在法科大学院の認証評価のみが対象となっている大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うことを認証評価機関に義務付けた上で、適合しているとの認定を受けられなかった大学については、教育研究活動の状況について文部科学大臣へ報告又は資料提出をすることを求ることとする。
- また、認証評価の結果に応じて、受審期間を一時的に長くしたり、短くしたりすることを検討する。
- 機関別評価と分野別評価の在り方については、受審期間を揃えることによって両者を一体的に行うことができるよう制度的な担保を設け、大学における教育研究の質改善を効率的・効果的に図ることを検討する。
- また、分野別評価については、認証評価制度の持続性や学問体系を重視する観点から、分野については細分化せず、一定の基準に基づき整理することを検討する。その際、日本学術会議の分野別参考基準の活用も検討する。
- さらに、認証評価機関においては、国立大学法人評価等の他評価も活用することや特色ある教育研究活動を積極的に発信すること、内部質保証が機能しているか否かの確認を行うため、今後学修成果や教育成果等に関する情報公表が各大学に義務付けられた際には、共通の定義に基づいて整理された当該のデータを相対的に活用することなどの取組を進める検討する。

学校教育法改正

令和元年5月24日公布、令和2年4月1日施行

- 認証評価機関は、大学等の教育研究等の状況が太字評価基準に適合しているか否かの認定を行うものとする。
(学校教育法第109条第5項)
- 大学等は、適合している旨の認定を受けるよう大学等における教育研究水準の向上に努めることとする。
(学校教育法第109条第6項)
- 文部科学大臣は、適合している旨の認定を受けられた大学等に対して、報告又は資料の提出を求めるものとする。
(学校教育法第109条第7項)
大学がこれまで同様に自主的・自律的に改善を行うことを前提としつつ、教育研究活動の改善等を促す制度的な担保を設けることにより、我が国の大学における教育研究活動の質の保証の実効性を一層確保し、さらなる質の向上につなげる

施行通知

- 評価結果として「保留」の判定は想定されないこと。
- 前回の認証評価における「不適合」となった事項及び改善が必要と指摘された事項等について、改善内容等を確認し、評価結果として明らかにすること。
- 認証評価を行う委員等の選定や辞した後の状況について、適切な運用を行うこと。

上記改正以外の事項については、中央教育審議会大学分科会の下に設置した質保証システム部会において必要な見直しを引き続き検討する。

120

認証評価制度の改善③(閣議決定)

経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日）

第3章 経済再生と財政健全化の好循環

2. 経済・財政一体改革の推進等

(2) 主要分野ごとの改革の取組

④ 文教・科学技術 (基本的考え方)

イノベーション創出の中核としての国立大学法人については、指定国立大学が先導して、世界の先進大学並みの独立した、個性的かつ戦略的大学経営を可能とする大胆な改革を可及的速やかに断行する。そのため、より高い教育・研究に向けた自由かつ公正な競争を担保するため、国は国立大学との自律的契約関係を再定義し、眞の自律的経営に相応しい法的枠組みの再検討を行う。その際、現行の「国立大学法人評価」、「認証評価」及び「重点支援評価」に關し、廃止を含め抜本的な簡素化を図り、教育・研究の成果について、中長期的努力の成果を含め厳正かつ客観的な評価に転換する。

教育振興基本計画（平成30年6月15日）

第1部 我が国における今後の教育政策の方向性

IV. 今後の教育政策に関する基本的な方針

5. 教育政策推進のための基盤を整備する

(教育研究の基盤強化に向けた高等教育のシステム改革)

変化への対応や価値の創造等を実現するための学修の質の向上に向けた制度等の在り方について、設置基準、設置審査、認証評価、情報公開の在り方を含め、総合的かつ抜本的に検討することが必要である。特に認証評価制度においては、評価における社会との関係強化、評価の効率化、国立大学法人評価や設置計画履行状況等調査など、他の質保証制度との連携等についても改善を進める必要がある。その際、評価の国際化の状況にも留意しつつ、検討することが重要である。

認証評価機関一覧 (令和3年5月現在)

○機関別認証評価 (計 5機関 (実数))

機関名	評価の対象	認証日	評価大学数 (※)	うち不適合数 (※)
公益財団法人 大学基準協会	大学	平成16年 8月31日 平成17年 1月14日 平成17年 7月12日 令和元年 8月21日 令和2年 3月30日	728校 278校 691校 7校 0校	12校 1校 7校 0校 0校
独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構				
公益財団法人 日本高等教育評価機構				
一般財団法人 大学教育質保証・評価センター				
一般財団法人 大学・短期大学基準協会				
一般財団法人 大学・短期大学基準協会	短期大学	平成17年 1月14日 平成19年 1月25日 平成21年 9月 4日	687校 42校 19校	1校 0校 0校
公益財団法人 大学基準協会				
公益財団法人 日本高等教育評価機構				
独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構	高等専門学校	平成17年 7月12日	149校	0校
合計			2,601校	21校

※ 認証日から令和2年度までの受審校数 (延べ数)

122

認証評価機関一覧 (令和3年5月現在)

○分野別認証評価 (計 13機関 (実数))

機関名	評価の対象分野	認証日	評価大学数 (※)	うち不適合数 (※)
公益財団法人 日弁連法務研究財団	法科大学院	平成16年 8月31日 平成17年 1月14日 平成19年 2月16日	66校 77校 40校	10校 12校 19校
独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構				
公益財団法人 大学基準協会				
一般社団法人 A B E S T 2 1	経営 (経営管理, 技術経営, ファイナンス, 経営情報)	平成19年10月12日	22校	0校
公益財団法人 大学基準協会	経営 (経営学, 経営管理, 國際経営, 会計, ファイナンス, 技術経営)	平成20年 4月 8日	85校	7校
特定非営利活動法人 國際会計教育協会	会計	平成19年10月12日	21校	2校
一般財団法人 日本助産評価機構	助産	平成20年 4月 8日	3校	0校
公益財団法人 日本臨床心理士資格認定協会	臨床心理	平成21年 9月 4日	13校	0校
公益財団法人 大学基準協会	公共政策	平成22年 3月31日	13校	0校
公益財団法人 日本高等教育評価機構	ファッション・ビジネス	平成22年 3月31日	6校	0校
一般財団法人 教員養成評価機構	教職大学院, 学校教育	平成22年 3月31日	85校	1校
一般社団法人 日本技術者教育認定機構	情報, 創造技術, 組込み技術, 原子力	平成22年 3月31日	11校	0校
公益財団法人 大学基準協会	公衆衛生	平成23年 7月 4日	8校	0校
一般社団法人 A B E S T 2 1 公益財団法人 大学基準協会	知的財産	平成23年10月31日 平成24年 3月29日	0校 3校	0校 0校
一般社団法人 専門職高等教育質保証機構	ピューティビジネス	平成24年 7月31日	2校	0校
公益社団法人 日本造園学会	環境・造園	平成24年 7月31日	2校	0校
公益財団法人 大学基準協会	グローバル・コミュニケーション	平成28年 3月29日	1校	0校
一般社団法人 日本ソーシャルワーク教育学校連盟	社会福祉	平成29年 2月 2日	1校	0校
公益財団法人 大学基準協会	デジタル・コンテンツ系	平成29年 8月24日	1校	0校
公益財団法人 大学基準協会	グローバル法務	令和元年11月15日	0校	0校
公益財団法人 大学基準協会	広報・情報	令和2年 3月30日	0校	0校
一般社団法人 専門職高等教育質保証機構	教育実践	令和3年 5月10日	0校	0校
合計			460校	51校

※ 認証日から令和2年度までの受審校数 (延べ数)

123

認証評価機関連絡協議会

Japan Network of Certified Evaluation and Accreditation Agencies (JNCEAA)

●目的

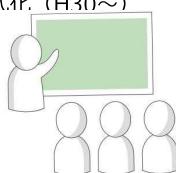
我が国の高等教育の質の保証と認証評価の充実に向けた関係者間の意識の醸成を図るとともに、認証評価機関間の連携及び情報の共有を促進する

●参加機関（14機関）

大学基準協会、大学改革支援・学位授与機構、日本高等教育評価機構、大学・短期大学基準協会、大学教育質保証・評価センター、日弁連法務研究財団、国際会計教育協会、日本助産評価機構、日本臨床心理士資格認定協会、教員養成評価機構、日本技術者教育認定機構、専門職高等教育質保証機構、日本造園学会、日本ソーシャルワーク教育学校連盟

●これまでの取組 ※括弧内は実施年

- (1) 評価結果や大学情報、認証評価制度等の積極的な発信
 - ・評価結果や大学教育の改善事例等の共同記者発表 (H24)
 - ・本連絡協議会ウェブサイトを立ち上げて評価結果一覧等を掲載し、英語版も作成 (H27～、英語版H29～)
 - ・高等学校関係者説明会での説明 (H26～H27)
 - ・リーフレット作成、高等学校関係機関に周知 (H28)
- (2) 大学ポートレート活用の検討
 - ・大学ポートレート運営会議へ「大学ポートレートの充実についての要望書」を提出 (H28)
 - ・認証評価に活用する基礎データの共通様式化 (H30～)
- (3) 認証評価機関の職員育成
 - ・職員の能力向上のための研修プログラムの実施 (H23～)



●課題

- (1) 評価者の資質の向上
 - ・大学等及び評価機関の評価人材育成のための研修の充実
 - ・認証評価制度の一層の周知
- (2) 評価結果の活用と大学等が積極的に認証評価に参加する方策
 - ・認証評価機関と大学等の継続的な関係の構築
 - ・学内のIR機能の充実
 - ・認証評価に積極的に取り組む大学等の評価
- (3) 評価活動の新たな方向性の検討等
 - ・評価に関する諸外国の動向等、各種研究とその成果の共有
 - ・評価方法等に関する諸課題の改善方策の検討、研究
 - ・社会的状況を踏まえた新たな評価のあり方を検討
 - ・国内外への情報発信のあり方を検討



参照先：<https://jnceaa.jp>

124

評価結果と再評価^(※1)の実施状況(平成16年度～令和2年度)

(機関別認証評価(大学、短期大学及び高等専門学校)の評価実施数)

	結果の種類	評価結果(※5)	再評価後(※6)	
			再評価後(※6)	未受審
公益財団法人 大学基準協会	適合	727	22	749
	保留・期限付適合(※2)	30		1
	不適合	12	7	19
独立行政法人 大学改革支援・ 学位授与機構	大学評価基準を満たしている	441		441
	大学評価基準を満たしていない	1		1
公益財団法人 日本高等教育評価機構	適合	669	30	699
	保留(※3)	34		0
	不適合	7	4	11
一般財団法人 大学・短期大学基準協会	適格	667	15	682
	保留・条件付適格(※4)	18		2
	不適合	1	1	2

(※1) 令和元年度までは、判定が保留となった大学に対して、再評価の機会を設けていた。令和元年度の学校教育法の一部改正により、「認証評価機関は、当該教育研究等の状況が大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うこととする」とし、「保留」判定は想定されないことを通知。

(※2) 第1期及び第3期では、「大学基準」に適合しているか否かの判定を保留し、3年内に「再評価」の受審を課し、適合・不適合を最終的に判定。第2期では、「大学基準」に適合していることを期限付で認定し、3年内に「再評価」の受審を課し、適合・不適合を最終的に判定。

(※3) 「大学評価基準」に適合しているか否かの判定を保留し、原則1年内に「再評価」の申請を課し、適合・不適合を最終的に判定。(平成23年度評価分まで、原則3年内)

(※4) 第3期では、「短期大学評価基準」に適合しているか否かの判定を保留し、指定する期日までに「再評価」の受審を課し、適合・不適合を最終的に判定。第1期では、「短期大学評価基準」の一部を満たしていないが、改善意思及び改善計画を確認した場合保留し、1年内に再評価を受け、適合・不適合とならない場合は、さらにその2年後に再評価を行う。第2期では、適合・不適合の判定に至らない場合は保留とし、指定する期間内に再評価を行い、適合・不適合とならない場合は、さらにその後に再評価を行う。また、「短期大学評価基準」の一部を満たしていないが、教育に重大な支障を及ぼすおそれのない場合は条件を付した上で適合とし、指定した期日までに改善報告書の提出を求め、適合・不適合の判定を行う。

(※5) 評価結果が出た後の再調査により、評価結果の取消しや変更がされた後の数。

(※6) 再評価後の保留等の欄には未受審も含む。「再評価」の他に、「不適合」に対する「追評価」の機会を設けている(2年内)。令和元年度までは大学基準協会及び大学改革支援・学位授与機構のみ。令和2年度以降は全認証機関。「追評価」を受けるかは大学等の任意。が、令和元年度まで実績はない。

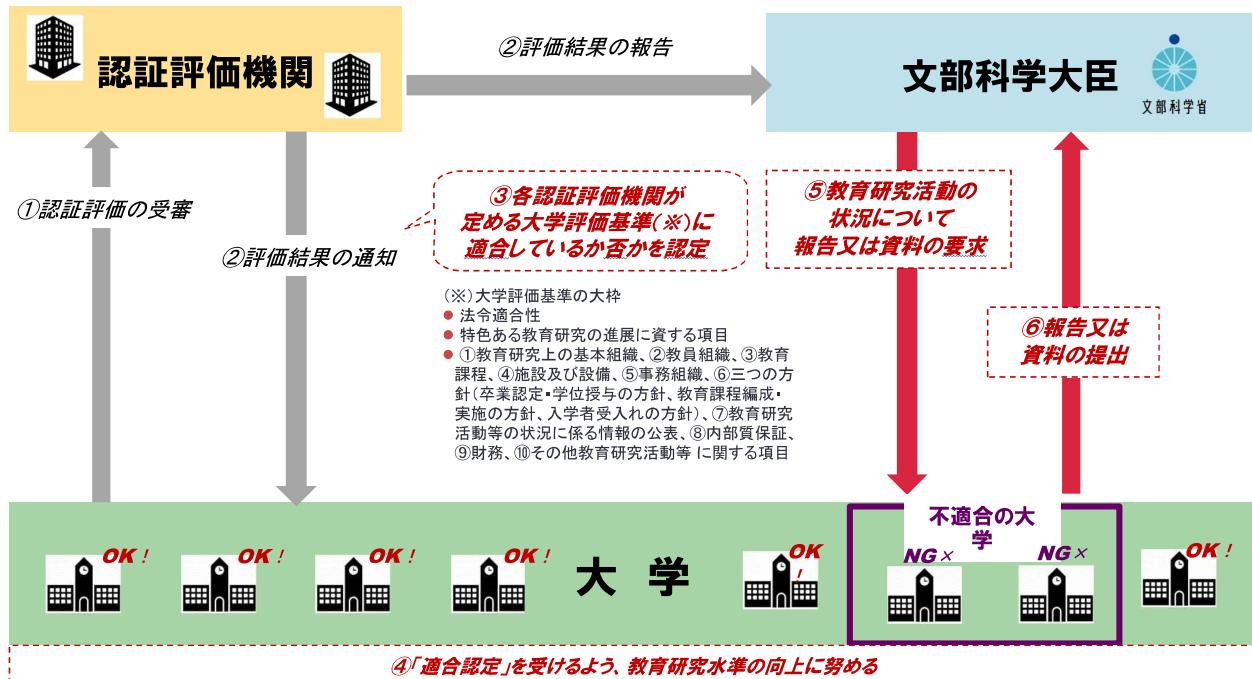
125

認証評価の結果を踏まえた対応①

- 適合している旨の認定を受けられなかった大学等に対して、文部科学大臣が報告又は資料の提出を要求する。【学校教育法第109条第7項】



- 適合している旨の認定を受けることができなかった大学からの報告等の結果、当該大学が法令に違反していると文部科学大臣が認めるときは、学校教育法第15条の規定により、改善勧告や変更命令等の措置を講ずる。



126

認証評価の結果を踏まえた対応②

【認証評価結果を踏まえた対応の現状】

● 大学教育再生戦略推進費における「申請資格」

⇒ 平成27年度から、「不適合」の判定を受けていないことを各事業共通の申請資格としている。

参考:「認証評価制度の充実に向けて(審議まとめ)」(平成28年3月18日)より抜粋

大学の優れた取組を重点的に支援する補助金(「大学教育再生戦略推進費」等)について、優れた取組を行う大学の基礎的要件として必要な大学の教育研究活動の質が担保されているべきであることから、認証評価において「不適合」の判定を受けていないことを事業の申請要件とするなどの適用について、今後検討していくことが期待される。

● 国立大学法人の中期目標期間における業務の実績に関する評価

⇒ 国立大学法人評価委員会が、国立大学法人に係る教育研究評価を(独)大学改革支援・学位授与機構に要請するに当たっては、認証評価の結果を踏まえて実施するよう要請することとされている。【国立大学法人法第31条の3第2項】

● 公立大学法人に関する地方独立行政法人評価

⇒ 中期目標期間終了時評価等において、認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価を踏まえることとされている。【地方独立行政法人法第79条】

● 学校法人の事業計画並びに事業に関する中期的な計画の作成

⇒ 文部科学大臣が所轄庁である学校法人は、事業計画及び中期的な計画を作成するに当たっては、認証評価の結果を踏まえて作成しなければならないとされている。【私立学校法第45条の2第3項】

(参考)

認証評価は大学の教育研究水準の向上に資するよう、複数の認証評価機関が自ら定める大学評価基準に従ってそれぞれ実施するものであるため、基盤的経費への配分に関しては直ちにその結果を活用する仕組みとはなっていない。それは、認証評価というのは、文部科学省令に規定している大枠を踏まえた上で各認証評価機関が独自に定める評価基準で行っておりますので、その認証評価の結果を国立大学運営費交付金や私学助成の配分に直接活用することは困難であるということでございます。

参考:平成31年4月3日 衆・文部科学委員会議事録より(政府参考人答弁抜粋)

認証評価につきましては、その結果について行政処分又は直接的な資源配分に結びつける仕組みとはなっていない。それは、認証評価というのは、文部科学省令に規定している大枠を踏まえた上で各認証評価機関が独自に定める評価基準で行っておりますので、その認証評価の結果を国立大学運営費交付金や私学助成の配分に直接活用することは困難であるということでございます。

127

(参考)認証評価の位置付けについて

<参考①>

平成14年11月1日 衆・文部科学委員会議事録より(国務大臣答弁の一部を抜粋)

認証評価といいますのは、大学の自己改善を促すということによってその大学の教育研究水準の向上を図るものでございます。その機関が行います評価結果を大学に通知とともに社会にも公表するというものでございますが、そういう目的でございますので、資源分配自体を目的とはしておりません。

(中略)

大学というものがこれから21世紀の知の部分を担っていくということにおいて非常に大事な機関でございますので、それはもっとも自己改革をしていく必要がある。そのときに、評価の成果というものを受け取りながらさらに改革を進めていただくということは非常に大事なわけでございます。それが、直接には資源分配にはつながらないということでございます。

<参考②>

平成31年4月3日 衆・文部科学委員会議事録より(政府参考人答弁の一部を抜粋)

認証評価につきましては、その結果について行政処分又は直接的な資源分配に結びつける仕組みとはなっていない。それは、認証評価といるのは、文部科学省令に規定している大枠を踏まえた上で各認証評価機関が独自に定める評価基準で行っておりますので、その認証評価の結果を国立大学運営費交付金や私学助成の配分に直接活用することは困難であるということでございます。

一方、昨年の中教審答申におきましては、その認証評価結果を踏まえ文部科学大臣が法令違反を認めたとき、そういう法令違反の場合には、一定の資源分配への影響、反映ということも検討することが指摘されておりますが、その詳細については、今後設置する予定の、質保証システムに関する部会というのを今後中教審にも設置しますので、そこはそこでしっかりと検討していきたいと考えています。

<参考③>

学校教育法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(平成31年4月10日衆議院文部科学委員会)

学校教育法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(令和元年5月16日参議院文部科学委員会)

政府及び関係者は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

(中略)

三 認証評価における、大学評価基準への適合が認定されなかった大学に対する文部科学大臣からの資料提出要求については、当該大学の学問の自由、大学の自治への干渉とならないよう十分に留意すること。

128

(参考)(独)大学改革支援・学位授与機構が実施する大学機関別認証評価における国立大学法人評価の活用について

- 令和3年度以降に(独)大学改革支援・学位授与機構が実施する大学機関別認証評価においては、国立大学法人評価における学部・研究科等ごとの教育に係る現況分析の判定結果を含む分析内容をもって、大学は領域6の各基準の自己評価に代えることができる。(「大学機関別認証評価における第三者による評価結果の活用に関する要領(平成31年2月12日機構長裁定)において規定。)

【国立大学法人評価】教育に係る現況分析の分析項目及び記載項目(一部抜粋) 【大学機関別認証評価】(独)大学改革支援・学位授与機構の大学評価基準

分析項目	記載項目	領域1 教育研究上の基本組織に関する基準 領域2 内部質保証に関する基準 領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準 領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準 領域5 学生の受入に関する基準 領域6 教育課程と学習成果に関する基準 基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること 基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること 基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること 基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること 基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること 基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること 基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること 基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること
I 教育活動の状況	必須記載項目	1 学位授与方針 2 教育課程方針 3 教育課程の編成、授業科目の内容 4 授業形態、学習指導法 5 履修指導、支援 6 成績評価 7 卒業(修了)判定 8 学生の受入
		
II 教育成果の状況	必須記載項目	1 卒業(修了)率、資格取得等 2 就職、進学

【参考】大学機関別認証評価における第三者による評価結果の活用に関する要領(平成31年2月12日機構長裁定) (抄)

第3条 その評価の結果を活用できる第三者は、次の各号のいずれかに該当する機関とする。

一 学校教育法第110条第2項に基づき文部科学大臣が認証した評価機関

二 國際的な認証を取得又は國際的な相互承認の協定等に加盟している評価機関

三 設立後一定期間が経過し、当該分野における主要な評価機関である又は法令等に基づき大学の教育研究活動を含む評価を行っている等の理由により大学機関別認証評価委員会(以下「委員会」という)が認めた機関

129

国立大学法人評価における認証評価の結果等の活用状況

- 平成22年 7月 文部科学省「国立大学法人化後の現状と課題について(中間まとめ)」を公表
⇒「国立大学法人評価について、第1期中期目標期間における実施状況を踏まえ、評価方法、対象、必要書類等の見直しを行う。その際、評価に係る事務負担の軽減に配慮する」
- 平成23年10月 国立大学法人評価委員会「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第2期中期目標期間の業務実績評価に係る実施要領」を決定
⇒「各法人が自己点検・評価や認証評価のために整えた根拠資料・データ等を、国立大学法人評価にも活用するなど、評価作業の合理化のための工夫をする」
- 平成24年 6月 大学評価・学位授与機構において、国立大学法人等の第2期中期目標期間の教育研究の状況についての評価に係る「評価実施要項」を決定
- 平成25年 6月 大学評価・学位授与機構において、「実績報告書作成要領(※)」を決定
⇒「認証評価機関による評価結果、提出資料・データ等も、法人評価に係る根拠資料・データ等として活用可能な旨を明示」
- 令和 2 年 4 月 国立大学法人法の一部改正
⇒「国立大学法人評価委員会は、(独)大学改革支援・学位授与機構に認証評価の結果を踏まえて、国立大学法人評価を行うよう要請する旨を明示(第31条の3第2項)」

(※)参考 「実績報告書作成要領」(抜粋)
【根拠となる資料・データの示し方】
大学ポートレート(仮称)に登録されているデータや、それらを機構が分析したデータ、または認証評価の評価結果等を、根拠となる資料・データとしてそのまま活用する場合には、当該箇所を注記すれば、そのコピー等を添付する必要はありません。

130

国立大学法人評価の種類・サイクル



- ◆ 国立大学法人法第31条の2及び第31条の3に基づき、「国立大学法人評価委員会」が、国立大学法人等の教育研究や業務運営等の実績について、毎事業年度（業務運営・財務内容等のみ）、4年目終了時及び中期目標期間終了時ごとに評価を実施している。
- ◆ 令和4年度は、第3期中期目標期間（平成28年度～令和3年度）全体の評価を実施する時期に当たり、国立大学法人等の業務の実績のうち教育研究の状況についての評価を、国立大学法人評価委員会の要請を受けて、(独)大学改革支援・学位授与機構が実施する。

131

諸外国の高等教育における主な機関別評価等について①

※令和3年8月現在

	英国（イングランド）	アメリカ合衆国
質保証機関	英国高等教育質保証機構(QAA)[1997～]	連邦教育省が認定した機関または高等教育アクレディテーション協議会(CHEA)が認定した機関
主な機関別評価	質・基準レビュー(2018～) ※ 質・基準レビューは、学生局(OfS)が管理する高等教育機関登録制度の一部として実施されている。	アクレディテーション(1905～) ※ 国として統一した大学評価制度ではなく、国・州から独立した評価機関によるアクレディテーションが行われている。アクレディテーションは各評価機関の会員資格審査としての性格を有する。
評価サイクル	設定なし。登録後は、学生局が常時モニタリングを行い、問題が見つかった機関に対してレビューを隨時実施。	評価機関により異なる。 ※ 地域別アクレディテーションでは7～10年。
評価結果の表し方	適合／不適合 ※ 英国の高等教育の基準と質に関する原則である「クオリティ・コード」に適合しているか確認。 ※ この結果を踏まえて、学生局が登録可否を判定。	評価機関により異なる(それぞれ数種類の評価結果を設定)。 (例) 中部高等教育委員会(MSCHE)：適格認定7種類(認定、条件付認定、再審査、認定保留、警告、猶予付認定、認定理由提示命令)と不認定の計8種類
評価後のフォローアップ等	学生局は各登録機関のリスクのモニタリングを常時行うとともに、毎年少數の登録機関を無作為抽出してサンプル調査を実施。問題が見つかった場合、質・基準レビューを隨時実施。	評価機関や評価結果により異なる。 ※ 7～10年の長期認定の場合、中間報告書の提出が義務となる場合と、報告書提出や訪問調査が任意で課される場合に分かれる。条件付認定、保留、警告等の場合は、追加の報告書提出や訪問調査が課される。
評価結果の活用	学生局の高等教育機関登録の登録要件の一つ。登録機関は、教育・研究等の公的資金の交付対象となるほか、学生支援金の受給、Tier 4学生ビザによる留学生の受け入れ、学位授与権及び大学名称使用権の取得申請が可能。	<ul style="list-style-type: none"> 連邦政府奨学金の受給資格を付与。 各州による設置認可において、評価機関による適格認定を必要とする場合がある。

出典：大学改革支援・学位授与機構「諸外国の高等教育分野における質保証システムの概要」等

132

諸外国の高等教育における主な機関別評価等について②

※令和3年8月現在

	ドイツ	フランス	オランダ	オーストラリア
質保証機関	欧州高等教育質保証登録簿(EQAR)に登録された質保証機関の中からドイツアクレディテーション協議会(GAC)[1999～]が認定した機関	研究・高等教育評価高等審議会(HCÉRES)[2014～]	オランダ・フランダースアクレディテーション機構(NVAO)[2003～]	オーストラリア高等教育質・基準機構(TEQSA)[2011～]
主な機関別評価	システム・アクレディテーション(2008～) ※ 上記に加えプログラム・アクレディテーション(2000～)及び代替アクレディテーション(2019～)があり、3種類のいずれかを選択し受審することが義務。 ※ 代替アクレディテーションは、高等教育機関が策定した評価手法をGACと当該機関が置かれる州政府の承認を得た上で行う評価。	機関別評価(2007～) ※ 前身の研究・高等教育評価機構(AERES)の活動をHCÉRESが継承。 ※ 上記に加え、学術共同体評価(2016年～)、研究評価、教育課程・博士学院評価が実施される。	機関別オーディット(2011～) ※ 受審は任意。上記に加え受審義務のあるプログラム評価(2003～)がある。プログラム評価は基準数の異なる2種類が用意されている。	機関再登録(2012～) ※ 登録(いわゆる設置認可)された高等教育機関が登録期間延長のために受審する評価のこと。 ※ 上記に加えコース別のアクレディテーション制度がある。
評価サイクル	8年	5年	6年	7年（上限）
評価結果の表し方	3段階（適格認定／条件付認定／不認定）	記述式で表される。	3段階（適格／条件付適格／不適格）	3段階（登録／条件付登録／登録不可）
評価後のフォローアップ等	適格認定の期間が半分経過した時点で、中間評価を実施。	—	評価結果に応じて以後受審するプログラム評価の適用基準が異なる。例えば、適格の場合は基準数が少ない方のプログラム評価を受審。	登録された高等教育機関に対してリスクアセスメントを毎年実施。リスクの程度により、次回の機関再登録受審時の提出資料の範囲・量や適用基準の範囲が変動する。
評価結果の活用	— ※ 州レベルの地域評価団体等による外部評価では、評価結果は州における高等教育機関への財源配分の際に考慮される。	—	— ※ プログラム評価の場合は政府認定のプログラムプログラム登録簿(CROHO)に登録され、学位授与権及びの付与、政府奨学金等の受給資格を付与。	登録された機関は、高等教育機関の全国登録簿に登載。オーストラリアでの高等教育の提供が引き続き可能となる。

出典：大学改革支援・学位授与機構「諸外国の高等教育分野における質保証システムの概要」等

133

諸外国の高等教育における主な機関別評価等について③

※令和3年8月現在

	韓国	中国	香港
質保証機関	韓国大学教育協議会(KCUE)[1982~]	教育部高等教育教学評価センター(HEEC) [2004~]	質素保証局(QAC)[2007~]
主な機関別評価	大学機関別評価認証(2011~) ※ 受審は任意。(法律上は、教育部長官から認定された機関は、学校の要請に応じて評価・認証することができる規定されている。KCUEは「認定された機関」の一つ。実際には多くの大学が受審。)	機関別評価(2007~) ①合格評価(2011~) ②審核評価(2014~) ※ 機関別評価には2種類あり、①は新設の大学学部レベル教育を行う機関が対象。②は①を含む機関別評価で合格歴のある機関が対象。 ※ 大学院レベルについては、國務院学位委員会又は省政府レベルの学位委員会が行う博士・修士の学位授与権を持つ学科を対象とした評価がある。	機関別オーディット(2008~) ※ 大学教育資助委員会(UGC)より公的資金を受ける高等教育機関8校が対象。 ※ 私立等の他の機関は香港学術及職業資歴評審局(HKCAAVQ)によるプログラム評価等を受審。
評価サイクル	5年	①第3期生卒業後に受審 ※ 合格すると次は5年以上経過後に②を受審。 ②5年	5年
評価結果の表し方	4段階（認証／条件付き認証／認証保留／不認証）	①3段階（合格／合格保留／不合格） ②等級無し（記述式で表される）	オーディット報告書に記述式で表されるとともに、「大学への対応の提言」と「優れた点」が付される場合もある。
評価後のフォローアップ等	評価結果に応じて異なる。「認証」の場合は結果公表の2年後にモニタリングを受ける。「条件付き認証」または「保留」の場合は2年以内に追評価を受ける。「不認証」の場合は2年後に評価の再申請が可能。	①「合格保留」の場合は2年間の改善期間を経て再評価。「不合格」の場合は3年間の改善期間を経て再評価 ②受審機関は、評価結果通知後30日以内に改善計画を教育部等に提出。2年以内に改善報告書を提出。	オーディット報告書の公表後3か月以内に、大学は当該報告書に基づくアクションプランをQACに提出。また、同報告書の公表後1年半以内に、大学はアクションプランの進捗報告書をQACに提出し、QACは進捗状況に対する評価を実施。
評価結果の活用	法律上、政府が大学を行政的又は財政的に支援する場合に大学機関別評価認証の結果を活用することができると規定。	①「合格保留」、「不合格」の場合は改善期間中の募集定員の制限・削減の措置。再評価の結果「不合格」の場合は法律に基づき相応の処罰が下される。 ②資源配分、学科や専攻の設置、募集定員等、様々な面で評価結果が考慮される。	－

出典：大学改革支援・学位授与機構「諸外国の高等教育分野における質保証システムの概要」等

134

③ 情報公表

大学の教育研究活動等に関する情報公表制度等

●大学における教育研究活動等の状況について積極的に情報提供する義務を規定（平成11年）

【大学設置基準】(当時)

第二条の二 大学は、当該大学における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって積極的に情報を提供するものとする。（※平成22年に条削除、平成23年に学校教育法施行規則第172条の2を新設）

●教育研究活動の状況の公表に関する義務について法律レベルで規定（平成19年）

【学校教育法】

第百十三条 大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。

●各大学が公表すべき教育情報を具体的に規定（平成23年、平成28年、平成29年、令和元年）

【学校教育法施行規則】

第一百七十二条の二 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。

一 大学の教育研究上の目的及び第百六十五条の二第一項の規定により定める方針に関すること（※後段は3つのポリシー策定義務化に伴う追加（平成28年））

二 教育研究上の基本組織に関すること

三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

四 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関するこ

五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画（大学設置基準第十九条の二第一項、大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準第十八条の二第一項、専門職大学院設置基準第六条の三第一項、短期大学設置基準第五条の二第一項及び専門職短期大学設置基準第八条の二第一項の規定により当該大学が自ら開設したものとみなす授業科目（次号において「連携開設科目」という。）に係るもの

六 学修の成果に係る評価（連携開設科目に係るものも含む。）及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関するこ

七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関するこ

八 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関するこ

九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関するこ

2 専門職大学等及び専門職大学院を置く大学は、前項各号に掲げる事項のほか、学校教育法第八十三条の二第二項、第九十九条第三項及び第百八条第五項の規定による専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者との協力の状況についての情報を公表するものとす

3 大学院（専門職大学院を除く。）を置く大学は、第一項各号に掲げる事項のほか、大学院設置基準第十四条の二第二項に規定する学位論文に係る評価に当たつての基準についての情報を公表するものとする。（※大学院における3つのポリシー策定義務化に伴う追加（令和元年））

4 大学は、前各項に規定する事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。

5 前各項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ができる方法によつて行うものとする。

●情報公表への取組状況を認証評価における評価の対象に位置付け（平成23年）

【学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令】

第一条 学校教育法（略）第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。

一 大学評価基準が、法及び学校教育法施行規則（略）並びに大学（略）に係るものにあっては大学設置基準（略）に、それぞれ適合していること。

二～四（略）

2 前項に定めるもののほか、法第百九条第二項の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。

一 大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行ふものとして定められていること。

イ～ヘ（略）

ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関するこ

チ～ヌ（略）

136

□学校教育法施行規則等の一部を改正する省令の施行について（平成22年6月施行通知）

第一 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）の改正の概要と留意点

（1）大学（短期大学、大学院を含む。）は、次の教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとすること。（第172条の2第1項関係）

① 大学の教育研究上の目的に関するこ（第1号関係）

これは、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第2条（本省令による改正前の第2条の2）等に規定されているものであること。その際、大学であれば学部、学科又は課程等ごとに、大学院であれば研究科又は専攻ごとに、短期大学であれば学科又は専攻課程ごとに、それぞれ定めた目的を公表することや、平成19年7月31日付け文部科学省高等教育局長通知「大学設置基準等の一部を改正する省令等の施行について」で示した事項に留意すること。

② 教育研究上の基本組織に関するこ（第2号関係）

その際、大学であれば学部、学科又は課程等の、大学院であれば研究科又は専攻等の、短期大学であれば学科又は専攻課程等の名称を明らかにすることに留意すること。

③ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関するこ（第3号関係）

その際、教員組織に関する情報については、組織内の役割分担や年齢構成等を明らかにし、効果的な教育を行うため組織的な連携を図っていることを積極的に明らかにすることに留意すること。

教員の数については、学校基本調査における大学の回答に準じて公表することが考えられること。また、法令上必要な専任教員数を確保していることや、男女別、職別的人数等の詳細をできるだけ明らかにすることに留意すること。

各教員の業績については、研究業績等にとどまらず、各教員の多様な業績を積極的に明らかにすることにより、教育上の能力に関する事項や職務上の実績に関する事項など、当該教員の専門性と提供できる教育内容に関するこを確認できるという点に留意すること。

④ 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関するこ（第4号関係）

その際、これら的情報は、学校基本調査における大学の回答に準じて公表することが考えられること。

就職状況については、働き方が多様となっている状況を踏まえた公表を、各大学の判断で行うことも考えられること。編入学を実施している場合には、大学設置基準第18条第1項の規定を踏まえつつ、編入学定員や実際の編入学者数を明らかにすることに留意すること。

⑤ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関するこ（第5号関係）

これらは、大学設置基準第25条の2第1項等において、学生に明示することとされているものであること。その際、教育課程の体系性を明らかにする観点に留意すること。年間の授業計画については、シラバスや年間授業計画の概要を活用することが考えられること。

137

- ⑥ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること。（第6号関係）
これらは、大学設置基準第25条の2第2項等において、学生に明示することとされているものであること。その際、必修科目、選択科目及び自由科目別の必要単位修得数を明らかにし、取得可能な学位に関する情報を明らかにすることに留意すること。
- ⑦ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること。（第7号関係）
その際、学生生活の中心であるキャンパスの概要のほか、運動施設の概要、課外活動の状況及びそのために用いる施設、休息を行う環境その他の学習環境、主な交通手段等の状況ができるだけ明らかにすることに留意すること。
- ⑧ 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること。（第8号関係）
その際、寄宿舎や学生寮等の宿舎に関する費用、教材購入費、施設利用料等の費用に関することをできるだけ明らかにすることに留意すること。
- ⑨ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること。（第9号関係）
その際、留学生支援や障害者支援など大学が取り組む様々な学生支援の状況をできるだけ明らかにすることに留意すること。
- (2) 大学は、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとすること。その際、大学の教育力の向上の観点から、学生がどのようなカリキュラムに基づき、何を学ぶことができるのかという観点が明確になるよう留意すること。（第172条の2第2項関係）
- (3) (1)による教育情報の公表は、そのための適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって行うものとすること。（第172条の2第3項関係）
- (4) 大学の教育情報の公表に関する(1)～(3)について、高等専門学校に準用すること。（第179条関係）

138

「V 情報公表」関係

情報公表について

別紙3

- ・以下の表に掲げる情報は、大学における学修成果や教育成果、これらを保証する条件に関する情報として公表する意義があるものと考えられる情報であり、(1)「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標の達成状況を明らかにするための学修成果・教育成果に関する情報の例」と(2)「学修成果・教育成果を保証する条件に関する情報の例」の2項目について、それぞれ①「大学の教育活動に伴う基本的な情報であって全ての大学において収集可能と考えられるもの」と②「教学マネジメントを確立する上で各大学の判断の下で収集することが想定される情報」に分類している。
- ・これらの情報は、公表が考えられるものをあくまで例として示したものである。また、学位プログラムの内容やその学修目標により、特に②の情報の収集・公表の必要性・重要性は異なるものと考えられる。
- ・これらの項目も参考としつつ、各大学の自主的・自律的な判断とその責任の下で情報公表が進められることが期待される。
- ・これらの情報のうち、特に(1)①に分類されるものについては、社会からその公表が強く期待されている学修成果・教育成果に關係するものであることから、早期に情報公表が進められることが強く期待される。
- ・情報の公表に当たっては、利用者が適切に情報を取り扱うことができるようとする観点から、大学として理解を促進するための適切な分析や解説を、その根拠と併せて付すとともに、利用者の便宜に配慮した方法で行うことが求められる。
- ・以下、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）を「規則」、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）を「基準」とそれぞれ略記する。

(1) 「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標の達成状況を明らかにするための学修成果・教育成果に関する情報の例

情報		①公表の意義	②公表することが考えられる内容	③公表する情報の収集等の方法
に①おいて②大学の教育活動に伴う基本的な情報をあつて全ての大学	各授業科目における到達目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・学生が、個々の授業科目の履修の結果として「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を獲得してゆく過程について、全体的な状況を明らかにする 	<ul style="list-style-type: none"> ・同一の学位プログラムに属する学生の単位修得に関する以下の情報 <ul style="list-style-type: none"> ・入学年度別・年度毎の平均履修単位数(※) ・入学年度別・年度毎の平均修得単位数(※) <p>(※) 必修科目、選択科目及び自由科目で細分化することも考えられる。(学修時間や履修単位の登録上限設定の状況、GPAの活用状況、学事曆の柔軟化の状況と併せて分析を行い、公表することが有益)</p> <p>関連する法令等：基準第32条</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・教務システム等を活用した個々の学生の授業科目の履修履歴の収集
	学位の取得状況	<ul style="list-style-type: none"> ・個々の授業科目の履修の結果として「卒業認定・学位授与の方針」に定める資質・能力を備えた学生が何人卒業しているかを明らかにする 	<ul style="list-style-type: none"> ・学位プログラムが授与した学位の名称と授与者の数 ・当該学位に係る「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力 <p>関連する法令等：規則第172条の2第1項第1号、第4号及び第6号</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学位授与履歴を収集
	学生の成長実感・満足度	<ul style="list-style-type: none"> ・学生が、「卒業認定・学位授与の方針」に定められたそれぞれの資質・能力をどの程度身に付けられているか等に関する学生の主観的な評価について、全体的な状況を明らかにする ・大学が、ある学位プログラムに所属する学生から「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力の育成に関してどのような評価を受けているかについて、全体的な状況を明らかにする 	<ul style="list-style-type: none"> ・同一の学位プログラムに属するそれぞれの学生の、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力の伸長に対する主観的な評価の年度毎の平均値及び分布その他の全体的な状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・学生へのアンケート調査を通じた収集

139

情報	①公表の意義	②公表することが考えられる内容	③公表する情報の収集等の方法
①大学の教育活動に伴つ基本的な情報であつて全ての大学において収集可能と考えられるもの	進路の決定状況等の卒業後の状況(進学率や就職率等)	<ul style="list-style-type: none"> ・進学や就職等を希望する学生の進路状況を明らかにする <p style="margin-left: 30px;"> - 学位プログラム毎の以下の情報 - 就職を希望した学生数を分母とする就職者の割合 - 学生の主な就職先 - 進学を希望した学生数を分母とする進学者の割合 - 学生の主な進学先 - 特定の職域の人材育成を目指すなど、「卒業認定・学位授与の方針」に照らして期待される進路がある学位プログラムにおいては、当該プログラムの卒業生数を分母とする当該進路への就職者の割合及び主な就職先 <small>(卒業生に対する評価や卒業生からの評価と併せて分析を行い、公表することが有益)</small> 関連する法令等：規則第172条の2第1項第4号 関連する調査等：「大学等卒業者の就職状況調査」 </p>	<ul style="list-style-type: none"> ・進路が決定した学生へのアンケート調査を通じて収集 ・「卒業認定・学位授与の方針」に照らして期待される特定の進路の有無についてあらかじめ分析した上で、一致の程度について分析
	修業年限期間内に卒業する学生の割合、留年率、中途退学率	<ul style="list-style-type: none"> ・厳格な成績評価が行われていることを前提に、大学が、修業年限期間内において学生の資質・能力を計画的に伸ばし、学位の取得まで到達させていることを明らかにする ・履修単位の登録上限設定の状況やGPAの活用状況と組み合わせて分析することで、大学が、密度の高い学修を可能とする環境を提供していることや、厳格な成績評価に基づく質の高い教育を提供していることを示すことができる重要な情報の一つとなる <p style="margin-left: 30px;"> - 学位プログラム毎の、各年度における入学者の修業年限期間が満了した時点での卒業者、在学者、退学者の数と割合 <small>(公表の際には、単にこれらの情報のみを公表するのではなく、学位プログラムのカリキュラムの在り方や、履修単位の登録上限設定の状況、GPAの活用状況、留学の位置づけといった修業期間・成績評価に関する情報や、積極的な進路変更（他大学への転学や他学部への転部など）の有無、退学の理由（大学に起因するものと大学に起因しないものの別など）も踏まえた分析を付すことが望ましい。)</small> 関連する法令等：規則第172条の2第1項第4号 関連する調査等：「学校基本調査」 </p>	<ul style="list-style-type: none"> ・教務履歴や学校基本調査の調査過程において収集
	学修時間	<ul style="list-style-type: none"> ・単位制度の趣旨を踏まえ、学生が授業内外及び授業外で取り組む学修の平均時間を明らかにすることで、学生が、学位プログラムが期待する水準の資質・能力を身に付けるため的一般的な前提条件を満たしているかについて、全体的な状況を明らかにする <p style="margin-left: 30px;"> - 同一の学位プログラムに属するそれぞれの学生が、当該学位プログラムに関連する授業内外それぞれの学修に費やした時間の平均値及び分布その他の全般的な状況 <small>(各授業科目における到達目標の達成状況や履修単位の登録上限設定の状況と併せて分析を行い、公表することが有益)</small> 関連する法令等：基準第21条 </p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学生へのアンケート調査を通じた収集 <small>(※) 今後新たに調査・収集を行う大学においては、例えば以下のような手法での調査・収集が考えられる。</small> <ul style="list-style-type: none"> ・学修時間の集計単位：1時間単位での把握 ・集計期間の選定：試験直前期や長期休暇期間などを除く平均的な一週間における学修時間 ・教務システム等を活用した個々の学生の授業科目の履修履歴の収集 140

情報	①公表の意義	②公表することが考えられる内容	③公表する情報の収集等の方法
②教学マネジメントを確立する上で各大学の判断の下で収集することが想定される情報	「卒業認定・学位授与の方針」に定められた特定の資質・能力の修得状況を直接的に評価することができる授業科目における到達目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・学生が、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力のうち、左記の科目により直接的に評価することができるものをどの程度の水準で備えているかについて、全般的な状況を明らかにする ・学生が、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力のうち左記の科目により直接的に評価することができるものを獲得してゆく過程について、全般的な状況を明らかにする 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記の授業科目的科目名、到達目標、到達目標と「卒業認定・学位授与の方針」との対応関係、成績評価基準及び成績評価手法 ・「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力のうち、左記の授業科目により直接的に測定することができるものの達成状況に関する全般的な状況 <p style="margin-left: 30px;"> - 教務システム等を活用した個々の学生の授業科目の履修履歴の収集 </p>
	卒業論文・卒業研究の水準	<ul style="list-style-type: none"> ・学生が、学位プログラムが提供する教育の集大成として、どのようなテーマの卒業論文作成・卒業研究実施に取り組んでいるかを明らかにする ・学生が、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた専門教育に係る資質・能力を総合的にどの程度の水準で身に付けることができるかについて、全般的な状況を明らかにする ・専門教育に係る資質・能力以外のものについても、学位プログラムが提供する教育の集大成である卒業論文作成・卒業研究実施の過程で行われる学生の様々な活動を通じて「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を直接的に測定することができる場合には、当該資質・能力をどの程度の水準で身に付けているかについて、全般的な状況を明らかにできる 	<ul style="list-style-type: none"> ・学内調査による代表的なテーマの収集 ・卒業論文・卒業研究の評価により明らかにできる資質・能力と「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力のうち専門教育に係る資質・能力との関係の整理 ・卒業論文・卒業研究に対する評価基準（専門教育に係る資質・能力やその他の資質・能力に対する基準を含む） ・卒業論文・卒業研究に対する評価の平均値及び分布その他の全体の状況
	アセスメントテストの結果	<ul style="list-style-type: none"> ・学生が、当該アセスメントテストにより測定することができる資質・能力をどの程度の水準で獲得できているかについて、全般的な状況を明らかにする ・「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を直接的に測定することができる場合には、学生が、当該資質・能力をどの程度の水準で身に付けることができているかについて、全般的な状況を明らかにできる 	<ul style="list-style-type: none"> ・アセスメントテストにより測定することができる資質・能力と「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力との関係（アセスメントテストにより測定することができる資質・能力は、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を直接的に測定できるものか、当該資質・能力のエビデンスの一つとして用いることができるものか、等） ・同一の学位プログラムに属する学生の受験状況並びに結果の平均値及び分布状況その他の全般的な状況 <p style="margin-left: 30px;"> - アセスメントテストにより測定することができる資質・能力と「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力との関係の整理 </p>
	語学力検定等の学外試験のスコア	<ul style="list-style-type: none"> ・学生が、当該試験により測定することができる資質・能力をどの程度の水準で獲得できているかについて、全般的な状況を明らかにする ・「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を直接的に測定することができる場合には、学生が、当該資質・能力をどの程度の水準で身に付けることができているかについて、全般的な状況を明らかにできる 	<ul style="list-style-type: none"> ・学外試験により測定することができる資質・能力と「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力との関係の整理 ・「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を直接的に測定することができる、又は当該資質・能力のエビデンスの一つとして用いることができるアセスメントテスト（学生による受験状況やその結果を大学として把握すべきアセスメントテスト）の特定 ・大学として結果を把握すべきアセスメントテストを受験した学生からの報告による結果の収集 <p style="margin-left: 30px;"> - 学外試験により測定することができる資質・能力と「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力との関係の整理 </p>

情報		①公表の意義	②公表することが考えられる内容	③公表する情報の収集等の方法
(2) 教学マネジメントを確立する上で各大学の判断の下で収集することが想定される情報	資格取得や受賞、表彰歴等の状況	<p><資格取得の状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生が、当該資格の取得のために求められる資質・能力を一定の水準で身に付けることができていることを明らかにする ・当該資格の取得により、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を直接的に測定することができる場合には、学生が、当該資質・能力の一部を一定の水準で身に付けることができていることを明らかにする <p><受賞、表彰歴等の状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生が、当該受賞、表彰等のために求められる資質・能力を高い水準で身に付けることができていることを明らかにする ・当該受賞、表彰等により、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を直接的に測定することができる場合には、学生が、当該資質・能力をどの程度の水準で身に付けることができているかを明らかにすることができます 	<p><資格取得の状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格の取得により証明される資質・能力と「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力との関係（資格取得により証明される資質・能力は、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を直接的に測定できるものか、当該資質・能力に関連するエビデンスに留まるのか、等） ・同一の学位プログラムに属する学生における資格取得者の人数 <p><受賞、表彰歴等の状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・受賞、表彰等により証明される資質・能力と「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力との関係（受賞、表彰等により証明される資質・能力は、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を直接的に測定できるものか、当該資質・能力に関連するエビデンスに留まるのか、等） ・同一の学位プログラムに属する学生における受賞者・表彰者等の人数や具体的な例 	<p><資格取得の状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格取得により証明することができる資質・能力と「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力との関係の整理 ・「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を直接的に測定することができる、又は当該資質・能力のエビデンスの一つとして用いることができる資格（学生による受験状況やその結果を大学として把握すべき資格）の特定 ・上記の資格の取得に関する試験等を受験した学生からの報告による結果の収集 <p><受賞、表彰歴等の状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記の賞や表彰制度等の受賞や表彰等により証明される資質・能力と「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力との関係の整理 ・「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を直接的に測定することができる、又は当該資質・能力のエビデンスの一つとして用いることができる賞や表彰制度等の特定 ・上記の賞や表彰制度等について受賞し又は表彰等された学生からの報告による情報の収集
	卒業生に対する評価	<ul style="list-style-type: none"> ・進学先の大学院や就職先の企業などにおける卒業生に対する評価を通じて、学位プログラムを修了した学生が、実際に「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を身に付けているかについて、全体的な状況を明らかにする 	<ul style="list-style-type: none"> ・「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力に照らして、卒業生に対する雇用主や進学先の指導教員からの評価やその代表例、その他の全体的な状況（進路の決定状況等の卒業後の状況（進学率や就職率等）や卒業生からの評価と併せて分析を行い、公表することが有益） 	<ul style="list-style-type: none"> ・卒業生の雇用主や進学先の指導教員からのアンケート・ヒアリング等により収集
	卒業生からの評価	<ul style="list-style-type: none"> ・学位プログラムにおける学修や教育が「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力の修得に資するものであったかや、学位プログラムを通じて身に付けた資質・能力が、進学先や就職先でどのように役立っているかについて、全体的な状況を、進学・就職から一定期間経過した卒業生からの評価により明らかにする 	<ul style="list-style-type: none"> ・「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力の修得にあたって学位プログラムが果たした役割についての、卒業生からの評価 ・進学・就職等の進路毎に、どのような資質・能力が役立っているかについての、卒業生からの評価（進路の決定状況等の卒業後の状況（進学率や就職率等）や卒業生に対する評価と併せて分析を行い、公表することが有益） 	<ul style="list-style-type: none"> ・卒業生からのアンケート・ヒアリング等により収集

142

(2) 学修成果・教育成果を保証する条件に関する情報の例

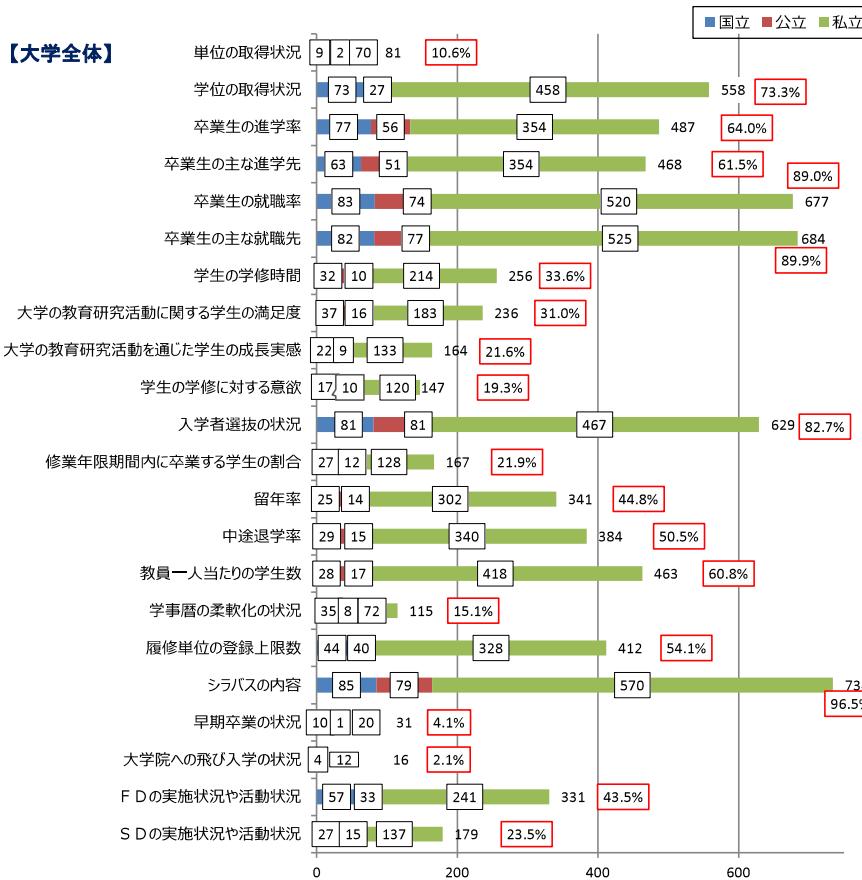
情報		①公表の意義	②公表することが考えられる内容	③公表する情報の収集等の方法
(1) 大学の教育活動に伴う基本的な情報であつて全ての大学において収集可能と考えられるもの	入学者選抜の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・入学者選抜の方法の明示や試験問題及び解答の公表により、「入学者受入れの方針」に即し、大学として求める資質・能力を有する者を入学者として適切に選抜していることを明らかにする ・入学者選抜の方法や合否判定の方法・基準等を明示することで、公正かつ妥当な方法により、多面的かつ総合的な評価・判定に基づき入学者選抜を実施していることを明らかにする 	<ul style="list-style-type: none"> ・各学位プログラムにおける個別学力検査の実施教科・科目、入試方法、その他入学者選抜に関する基本的な事項 ・合否判定の方法や基準 ・試験問題及びその解答 ・入試方法の区分に応じた受験者数、合格者数及び入学者数等（各年度における「大学入学者選抜実施要項」に基づく公表を実施することが想定される。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・入試情報の収集
	教員一人あたりの学生数	<ul style="list-style-type: none"> ・学生数に対して十分な教員を確保することで、密度の濃い授業や丁寧な履修指導が可能な環境であることを明らかにする 	<ul style="list-style-type: none"> ・大学全体としての教員と在籍する学生の人数比 ・学位プログラム毎の、専任教員と在籍する学生の人数比。（公表の際は、単に人数比を公表するのではなく、クラスサイズや専任教員以外の教員・TA（ティーチング・アシスタント）・RA（リサーチ・アシスタント）等の活用状況などを踏まえた分析を付することが望ましい。） ・関連する法令等：規則第172条の2第1項第3号 ・関連する調査等：「学校基本調査」 	<ul style="list-style-type: none"> ・人事記録等（学校基本調査を活用することも考えられる）
	学事暦の柔軟化の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・入学・卒業時期の選択肢や自由度を明らかにすることで、密度の濃い主体的な学修が可能とする環境や、留学等との接続が容易な環境であることを明らかにする 	<ul style="list-style-type: none"> ・大学としての学事暦の状況（具体的な授業期間など）（学位プログラムにより異なる場合は学位プログラム毎の状況） ・（各授業科目における到達目標の達成状況と併せて分析を行い、公表することが有益） 	<ul style="list-style-type: none"> ・学事暦に関する学内規定の確認
	履修単位の登録上限設定の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・履修単位の登録上限に関する制限やその例外を明らかにすることで、大学が、密度の濃い主体的な学修を可能としつつ、意欲・能力のある学生には更なる学修を可能とする環境を提供していることを明らかにする 	<ul style="list-style-type: none"> ・履修単位の登録上限制度の有無 ・制度の具体的な内容（上限単位数など） ・例外の具体的な要件（成績要件と追加登録が可能な単位数など） ・（各授業科目における到達目標の達成状況や学修時間と併せて分析を行い、公表することが有益） ・関連する法令等：基準第27条の2 	<ul style="list-style-type: none"> ・学内規定の確認
	授業の方法や内容・授業計画（シラバスの内容）	<ul style="list-style-type: none"> ・学生と教員との契約書ともいえるシラバスについて、適切な到達目標や講義方法、講義計画、成績評価基準を定めると共に、学生の主体的な学びを助ける事前事後学修課題を提示することで、大学が、個々の授業科目を「卒業認定・学位授与の方針」を踏まえて適切に設計していることを明らかにする 	<ul style="list-style-type: none"> ・大学としてのシラバス作成に関する方針（どのような項目をどのような観点から記載しているかを説明するもの） ・個々の授業科目のシラバス（特に必修科目や選択科目については、可能な範囲で学位プログラム毎に編集されることが望ましい） ・カリキュラムマップ、カリキュラムツリー等の活用状況やナンバリングの実施状況との関係も併せて公表することが有益） ・関連する法令等：規則第172条の2第1項第5号、基準第25条の2第1項 	<ul style="list-style-type: none"> ・学内におけるシラバス作成に関する方針の確認 ・電子シラバスへの登録等を通じたシラバスの収集

情報		①公表の意義	②公表することが考えられる内容	③公表する情報の収集等の方法
①大学の教育活動に伴う基本的な情報をあつて全ての大学において収集可能な場合	早期卒業や大学院への飛び入学の状況	<ul style="list-style-type: none"> 意欲や能力を備えた学生の多様な学修ニーズに対応できる選択肢が複数存在することを明らかにすると共に、当該選択肢の活用状況を明らかにする 	<ul style="list-style-type: none"> 早期卒業及び大学院への飛び入学に関する要件 学位プログラム毎の早期卒業者・大学院への飛び入学者の人数及び割合 	<ul style="list-style-type: none"> 早期卒業及び大学院への飛び入学に関する学内規定の確認 教務履歴の収集
②教学マネジメントを確立する上で各大学の判断の下で収集することが想定される情報	F D・S Dの実施状況	<ul style="list-style-type: none"> 「卒業認定・学位授与の方針」に基づき教育の成果を最大化するため、当該方針に沿った学修者本位の教育を提供するために必要な望ましい教職員像を定義し、これを踏まえて最適な F D・S Dを実施していることを明らかにする 	<ul style="list-style-type: none"> 「卒業認定・学位授与の方針」に沿った学修者本位の教育を提供するために必要な望ましい教職員像 大学として実施している F D・S Dの内容（対象別の内容や頻度、参加率（どのような立場の者がどのような内容の F D・S Dに参加したかが分かることが望ましい）など） 他大学や教育関係共同利用拠点との連携等により F D・S Dを実施している場合は、連携して実施する F D・S Dの概要（連携先の名称や、F D・S Dの内容、頻度など） F D・S Dを担当する組織・部局を有する場合は、その概要（スタッフの人数や大学組織上の位置付けなど） <p>関連する法令等：基準第25条の3、第42条の3 関連する調査等：「大学における教育内容等の改革状況について」</p>	<ul style="list-style-type: none"> F D・S Dの内容の収集
②教学マネジメントを確立する上で各大学の判断の下で収集することが想定される情報	G P Aの活用状況	<ul style="list-style-type: none"> 学位プログラム毎に、所属する学生それぞれの G P Aの平均値等を明らかにすることで、学生が各授業科目に定められた到達目標に全体的にどの程度到達しているかという学位プログラムの全体的な教育の達成状況を明らかにする G P Aを、留年や退学の勧告等の基準や、履修指導・学修支援のための基礎情報として用いていることを明らかにすることで、「卒業認定・学位授与の方針」に基づき、質の高い教育を提供していることを明らかにする 	<ul style="list-style-type: none"> 大学全体としての G P Aの算定方法（評語と G Pとの対応関係や、不可となった科目や履修登録を取り消した科目の扱い、など） 学位プログラム毎の G P Aの平均値及び分布（入学年度や学期などの観点から分類した数値も併せて公表することが望ましい） G P Aの活用状況（以下のような活動等の判断基準として G P Aを用いているか否か） <ul style="list-style-type: none"> 学生に対する個別の学修指導 奨学金や授業料免除対象者の選定 履修上限単位制限の解除 進級・卒業判定、退学勧告 大学院入試の選抜 早期卒業や大学院への早期入学 <p>（各授業科目における到達目標の達成状況と併せて分析を行い、公表することが有益）</p> <p>関連する法令等：規則第172条の2第1項第6号 関連する調査等：「大学における教育内容等の改革状況について」</p> 	<ul style="list-style-type: none"> G P Aの算定方法に関する学内規定の確認 教務履歴などより収集
②教学マネジメントを確立する上で各大学の判断の下で収集することが想定される情報	カリキュラムマップ、カリキュラムツリー等の活用状況	<ul style="list-style-type: none"> 「卒業認定・学位授与の方針」を踏まえたカリキュラムマップ、カリキュラムツリーを明らかにすることで、各学位プログラムが、「卒業認定・学位授与の方針」を踏まえて必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成していることを明らかにする 	<ul style="list-style-type: none"> 学位プログラム毎のカリキュラムマップ・カリキュラムツリー（※） <p>（※）カリキュラムマップやカリキュラムツリー以外の方法で、学位プログラムのカリキュラムにおいて、「卒業認定・学位授与の方針」との関係で過不足なく科目が配置されていることを検証している場合は、当該方法。（授業の方法や内容・授業計画（シラバスの内容）やナンバリングの実施状況との関係も併せて公表することが有益）</p> <p>関連する調査等：「大学における教育内容等の改革状況について」</p>	<ul style="list-style-type: none"> カリキュラムマップ・カリキュラムツリー等の収集

情報		①公表の意義	②公表することが考えられる内容	③公表する情報の収集等の方法
②教学マネジメントを確立する上で各大学の判断の下で収集することが想定される情報	ナンバリングの実施状況	<ul style="list-style-type: none"> 大学が、ナンバリングの実施を通じて、学位プログラムを構成する個々の授業科目の教育課程上の水準や学位プログラム全体の体系性が整理された適切なカリキュラムを編成するための取組を行っていることを明らかにする 	<ul style="list-style-type: none"> 大学としてのナンバリングに関する方針（どのような分類基準に基づいてナンバリングを実施しているかを説明するもの） 学位プログラム毎のナンバリングを行った授業科目一覧（授業の方法や内容・授業計画（シラバスの内容）やカリキュラムマップ、カリキュラムツリー等の活用状況との関係も併せて公表することが有益） <p>関連する調査等：「大学における教育内容等の改革状況について」</p>	<ul style="list-style-type: none"> 大学としてのナンバリングに関する方針の確認 ナンバリング済みの授業科目一覧の収集
②教学マネジメントを確立する上で各大学の判断の下で収集することが想定される情報	教員の業績評価の状況	<ul style="list-style-type: none"> 大学が、研究活動のみならず教育活動における業績を評価する仕組みを整え、教員が積極的に教育活動や教育改善に取り組む意欲を持つことができる環境を整えていることを明らかにする。 	<ul style="list-style-type: none"> 大学としての教員の業績評価に関する方針など <p>関連する法令等：規則第172条の2第1項第3号</p>	<ul style="list-style-type: none"> 大学としての教員の業績評価に関する方針の確認
②教学マネジメントを確立する上で各大学の判断の下で収集することが想定される情報	教学 I Rの整備状況	<ul style="list-style-type: none"> 教学マネジメントの基礎となる情報を収集する上で基盤となる教学 I Rについて適切な制度整備や人材育成を行っていることを明らかにすることで、教学マネジメントを行う体制を整えていることを明らかにする 	<ul style="list-style-type: none"> 大学として実施している教学 I Rの主な内容（分析事例の紹介や、教学 I Rをきっかけとする教学改善の事例の紹介など） 教学 I Rを担当する組織・部局の概要（スタッフの人数や大学組織上の位置付けなど） 教学 I Rに関する学内規則 <p>関連する調査等：「大学における教育内容等の改革状況について」</p>	<ul style="list-style-type: none"> 教学 I Rの主な内容の収集

公表を行った教育研究活動等の情報

【大学全体】



【出典】:文部科学省「平成30年度の大学における教育内容等の改革状況について」

146

海外の情報公開の状況①（米国）

【大学分科会制度・教育改革ワーキンググループ（第9回）（H30.1.31）資料2-1より抜粋】

（1）米国の状況

米国では、全米の大学等をデータ収集の対象とした包括的なデータベースシステム「中等後教育総合データシステム」（Integrated Postsecondary Education Data System (IPEDS)）が全米教育統計局によって管理・運用されている（<http://www.nces.ed.gov/ipeds>）。連邦政府の奨学金プログラム等に申請する大学等は、IPEDSへのデータ提出が実質上義務づけられている（データ提出がなければ申請できない）。

IPEDSからは複数のホームページにアクセスすることができ、例えば、College Navigator（カレッジ・ナビゲーター）は学費・生活費等、中退・卒業率、分野ごとの学位取得状況、運動部活動、第三者評価の結果、キャンパスの安全等の様々なデータを確認することができるが、College Scorecard（カレッジ・スコアカード）からは、学費、経済支援、学資ローンの負債額、卒業後の平均給与等の経済面でのデータを中心に、各大学等を比較しながら確認することができ、利用者のニーズに合わせた大学情報の検索が可能になっていると考えられる。

なお、卒業後の平均給与については、内国歳入庁が有する連邦貸与奨学金利用者の収入に関する情報を基に算出している（※）。

College Navigatorのページ（例）

名称、州、学位課程などから検索

University of California Los Angeles
405 Highland Ave, Los Angeles, CA 90095-1405
State: (use map for more than 1 state)
Type: 4-year, Public
Campus setting: Campus-based
Student population: 43,649 (30,873 undergraduate)
Student-to-faculty ratio: 17 to 1

GENERAL INFORMATION

Awards offered:
Bachelor's
Associate's
Advanced
Certiicate
Bachelor's
Associate's
Advanced
Level of Award:
4-year
Private non-profit
2-year
Private for-profit
< 2-year

Show Results

College Scorecardのページ（例）

Georgetown University
Washington, DC 7,318 undergraduate students
georgetown.edu

Costs
Average Annual Cost: \$30,580
Financial Aid & Debt: \$14,000
Graduation & Retention
Graduation Rate: 94%
Retention Rate: 94%
Earnings After School: \$30,100
Student Body
SAT/ACT Scores: SAT: 1400 ACT: 31
Academic Programs
Education Program: 100%

12の共通項目（一般的な情報、学費・生活費等、経済的支援、入学状況、中退・卒業率、分野ごとの学位取得状況、運動部活動、第三者評価の結果、キャンパスの安全、学費の支払状況など）

（※）参考：岸本睦久（2015），『諸外国の教育動向 2015年度版』，文部科学省，p43

147

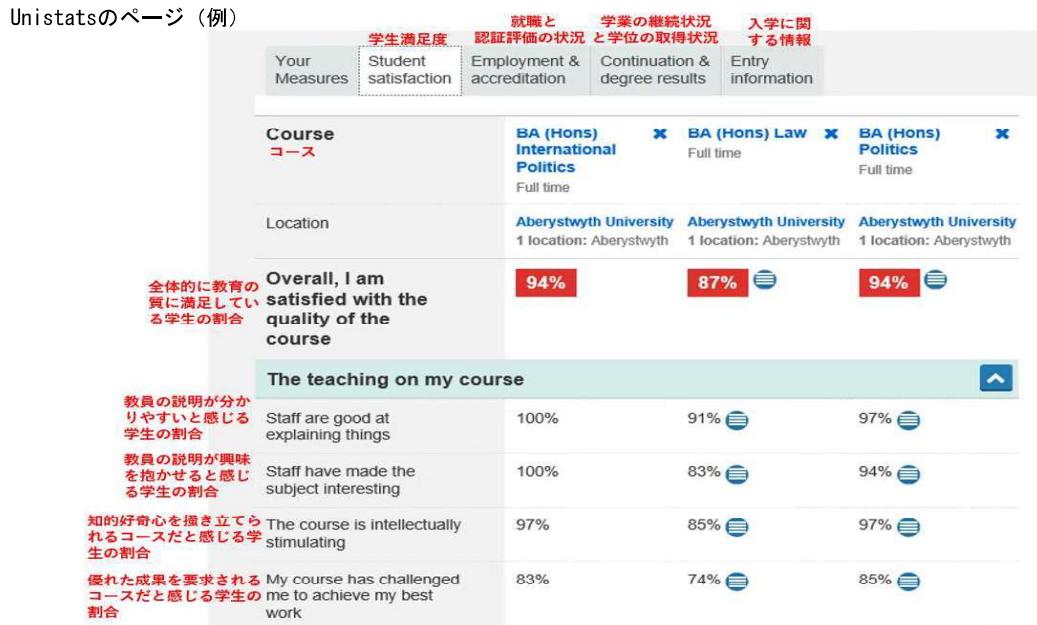
海外の情報公開の状況②（英国） 【大学分科会制度・教育改革ワーキンググループ（第9回）（H30.1.31）資料2-1より抜粋】

（2）英国の状況

英国では、大学への公財政の配分を担うイングランド高等教育財政カウンシル（HEFCE : Higher Education Funding Council for England）と大学入試手続を担う大学・カレッジ入学サービス機構（UCAS : Universities and Colleges Admission Service）が、各大学が提供する教育コース（学士課程と大学院）ごとの情報を一元的に提供する”Unistats”を構築・運営している（<https://unistats.ac.uk/>）。

データは全国学生調査（NSS : National Student Survey）や英国高等教育統計機構（HESA : Higher Education Statistics Agency）が行う就職状況調査（DLHE : Destinations of Leavers from Higher Education Survey）等を基にしている（※）。

教育コースごとに、学生満足度、就職と認証評価の状況、学業の継続状況と学位の取得状況、入学条件等の情報を確認することができ、複数の大学の教育コースを選択して比較可能となっている。



（※） 参照：独立行政法人大学評価・学位授与機構(2015),『諸外国の高等教育分野における質保証システムの概要 英国』第二版, p 45

148

大学入試のあり方に関する検討会議提言（令和3年7月8日）【入試情報の公表関係部分抜粋】

第5章 ウィズコロナ・ポストコロナ時代の大学入学者選抜

5. 大学入学者選抜の改善に係る実施・検討体制

（1）各大学の入試情報の公表

第1章で整理した「大学入学者選抜に求められる原則②」（受験機会・選抜方法における公平性・公正性の確保）に基づけば、同一選抜区分における公平な条件での実施など「形式的公平性の確保」ととともに、地域的・経済的事情への配慮等の「実質的公平性の追求」が必要である。

このため文部科学省は、合否判定の方法や基準、試験問題、解答・解答例や出題の意図（あらかじめ問題を蓄積して活用し、複数回実施を可能とするため試験問題を非公開とする場合を除く。）、受験者数・合格者数・入学者数や、学部ごとの男女別入学者数などの属性別の内訳、障害のある学生への合理的な配慮の提供状況、多様な背景を持つ学生の受け入れの状況や関連の支援制度をはじめ、志願者の大学選択に関わる様々な情報の適切な公表を各大学に求め、一定のものは省令上の情報公表の対象とすべきである。

149

認証評価における情報公表に関する確認について

「学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令」(平成十六年文部科学省令第七号)において、評価機関が文部科学大臣の認証を受けるために必要な要件の一つとして大学評価基準として含める事項を定めており、その中で「教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること」が含まれている。

評価機関名	評価基準	確認している法令遵守状況の例
大学基準協会	基準2 内部質保証 【点検・評価項目】④教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。 ※大学自らの説明責任の観点から、法令遵守状況を中心に確認している。公表する情報の媒体や表現の工夫等、情報の得やすさ理解しやすさについて、配慮しているか、取り組んでいるかという観点から自己点検・評価するよう、大学に求めている。	○ 学校教育法施行規則 第172条の2 ● 私立学校法 第63条の2 ● 教育職員免許法施行規則 第22条の6
大学改革支援・学位授与機構	領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準 基準3-6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること ※法令遵守状況を中心に確認しているものの、3巡目の機関別評価においては、「優れた点」として取り上げる内容は、大学が自己点検・評価の結果「優れた点」の候補としたものの中から検討しているため、情報公表の優れた事例として公表することがあり得る。	● 独立行政法人通則法 第38条第3項（準用） ● 地方独立行政法人法 第34条第3項
日本高等教育評価機構	基準5. 経営・管理と財務 領域: 経営の規律、理事会、管理運営、財務基盤と収支、会計 基準項目5-1（経営の規律と誠実性） ※法令遵守状況を中心に確認しているものの、教学マネジメントや学修成果については、基準項目4-1（教学マネジメントの機能性）や基準項目3-3（学修成果の点検・評価）で評価しており、それらの中で情報公表に関する工夫等があれば、評価報告書においてそれぞれの「優れた点」として取り上げることはできる。	● 地方独立行政法人法 第34条第3項
大学・短期大学基準協会	基準IV リーダーシップとガバナンス > テーマC ガバナンス 3 大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。 ※法令遵守状況を中心に確認しているものの、結果として教育研究活動等の情報公表の状況について優れた取組として取り上げた事例はある。	● 私立学校法 第47条第2項
大学教育質保証・評価センター	基準1 基盤評価: 法令適合性の保証 ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること ※法令遵守状況を中心に確認しており、優れた取組みとする情報公表項目をあらかじめ定めていないものの、大学が特に積極的に情報公表している事例があれば、優れた点とすることは考えられる。 ※受審大学に提出を求める自己点検・評価にかかる様式では、公表することがふさわしいエビデンスについて、大学のホームページ等における公表リンクにより提出することとしている。このことから、情報公表への取組みが不十分であると、認証評価受審に必要な自己点検・評価書の作成が難しい仕組みとなっている。	※●については、評価対象の設置形態や有する教育課程によって、対象となるかどうかは異なる。

(令和3年12月現在 機関別認証評価機関より情報提供)

150

大学ポートレートについて

概要・趣旨

データベースを用いた大学の教育情報の活用・公表のための共通的な仕組みを構築。

- 大学の多様な教育活動の状況を、国内外の様々な者にわかりやすく発信。
→ 大学のアカウンタビリティの強化、進学希望者の適切な進路選択支援、我が国の高等教育機関の国際的信頼性の向上
- 大学が教育情報を自らの活動状況を把握・分析することに活用。
→ エビデンスに基づく学内のPDCAサイクルの強化による大学教育の質的転換の加速。外部評価による質保証システムの強化。
- 基礎的な情報について共通的な公表の仕組みを構築し、各種調査等への対応に係る大学の負担軽減。
→ 大学運営の効率性の向上



大学ポートレートで発信している主な大学情報

平成27年3月より大学ポートレートによる国公私立大学の大学情報の発信を開始。(https://portraits.niad.ac.jp/)

【大学単位で公表する情報】

- ・大学の基本情報
- ・大学の教育研究上の目的等
- ・大学の特色等
- ・教育研究上の基本組織
- ・キャンパス
- ・評価結果
- ・学生支援（修学支援、就職・進路選択支援等）
- ・課外活動

【学部・研究科等の単位で公表する情報】

- ・教育研究上の目的と3つの方針
- ・学部・研究科等の特色
- ・教育課程（取得可能な学位、学問分野、学修の成果に係る評価等）
- ・資格
- ・入試（入学者数、入試方法等）
- ・教員（教員組織、教員数、教員の有する学位・業績）
- ・学生（収容定員、学生数）
- ・キャンパス
- ・費用及び経済的支援（授業料等、奨学金、授業料減免）
- ・進路（卒業・修了者数、進学者数・就職者数）

大学ポートレートの概況

令和3年度参加状況（令和3年8月現在）

	国立大学	公立大学	公立 短期大学	私立大学	私立 短期大学	株式会社立 大学	合計
	全86校	全98校	全14校	全618校	全288校	全4校	全1,108校
参加 (国内)	86校 (100.0%)	83校 (84.7%)	12校 (85.7%)	590校 (95.5%)	282校 (97.9%)	3校 (75.0%)	1,056校 (95.3%)

令和2年度公表画面アクセス数

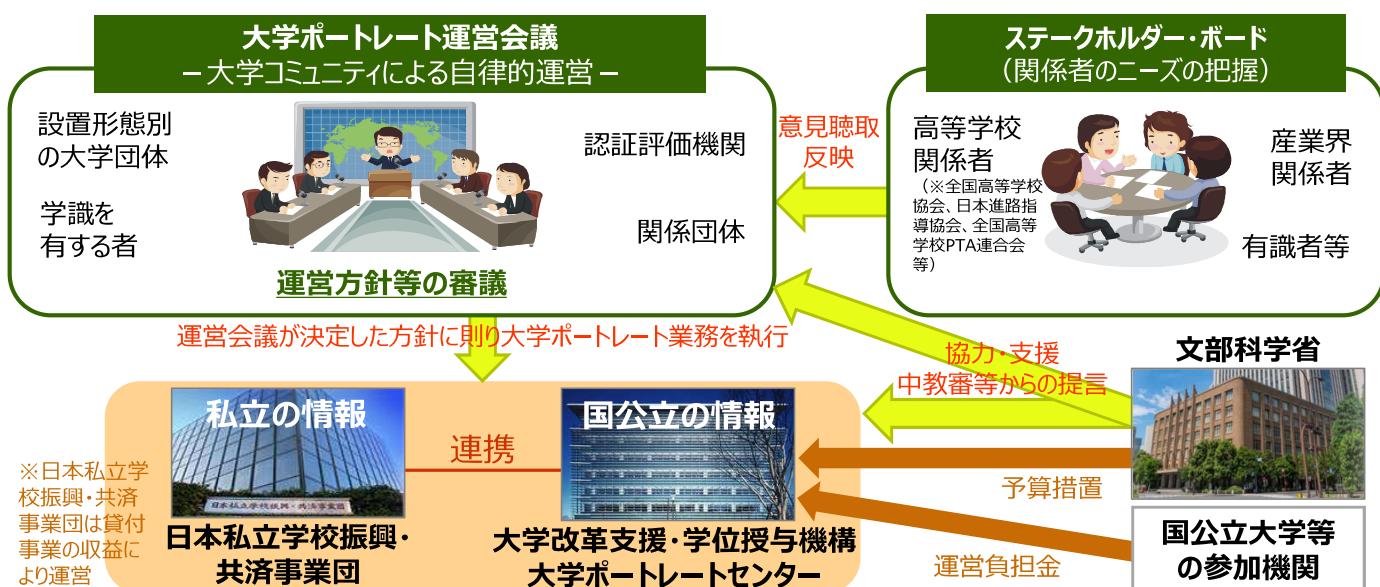
年	月	ページビュー合計
令和 2年度	4月	349,119
	5月	349,479
	6月	386,264
	7月	409,423
	8月	479,038
	9月	445,078
	10月	425,255
	11月	339,132
	12月	365,408
	1月	474,495
	2月	539,848
	3月	590,426

令和2年度の月平均アクセス数：429,414
(参考) 前年度の月平均アクセス数：427,778

152

大学ポートレートの概況—運営体制

- 「大学ポートレート」の運営方針は、設置形態ごとの大学団体、認証評価機関、日本私立学校振興・共済事業団等の関係事業を行う団体、有識者からなる「大学ポートレート運営会議」が決定。
- 運営方針に基づき、大学改革支援・学位授与機構に置かれる「大学ポートレートセンター」が日本私立学校振興・共済事業団と連携・協力しながら運営。
- 国公私立共通のプラットフォームの提供及び国公立大学の情報の取扱いについては大学改革支援・学位授与機構が、私立大学の情報の取扱いについては日本私立学校振興・共済事業団が担当。



153

取組状況一公表画面・公表項目①

【国内版】トップページ・国公私共通検索画面

<https://portraits.niad.ac.jp/>

○国公私立共通に公開する教育情報：
「学教法施行規則等で公表が義務づけられた情報」、「外部評価の結果」に加えて「大学進学希望者や保護者の关心の高い情報」や「大学の特色が分かる情報」を含める。

154

取組状況一公表画面・公表項目②

【国内版】 国公立版 公表項目 (令和2年度)

大学の基本情報		学部・研究科の情報		教員	
大学の基本情報	大学名 大学の連絡先 大学の種類 本部所在地 設立年 総学生数 総教員数	教育研究上 の目的と3つ の方針	学部・研究科等の 目的 入学者受入方針（アドミッション・ ポリシー） 教育課程編成・実施方針（カリ キュラム・ポリシー） 学位授与方針（ディプロマ・ポリ シー）	教員 教員が有する学位、業績 教員組織 教員数 教員の構成（職位・男女・外国人 教員別）※ 教員の構成（年齢別）※	
大学の教育研究上の目的や達成の 精神	大学の特色等	教育課程 等の特色等	学部・研究科等の 特色等	学生 収容定員 学生数 学生の構成（年次・男女・外国人 学生別）※ その他の学生数 ※ 編入学定員 編入学予定数	
教育研究上の 基本組織	大学の特色等	教育課程	学科・専攻等の名称 修業年限 取得可能な学位 教育課程の特色 ※	キャンパス 学部・研究科等のキャンパスの所在 地 アクセス キャンパスの外観 アクセス図 周辺図 校地、校舎等の施設及び設備その 他の学生の教育環境	
キャンパス一覧	キャンパスの所在地 アクセス キャンパスの外観 アクセス図 周辺図 校地、校舎等の施設及び設備その 他の学生の教育環境	授業科目 授業の方法・内容 年間の授業計画 シラバス等 学生が修得すべき知識及び能力に 関する情報 学修の成果に係る評価の基準 卒業・修了認定の基準 転学部等の可否、費用負担 専攻分野	費用及び 経済的支 援	授業料 入学料 その他の収支費用 学納金の延納・分納の可否 休学及び復学に係る費用 高等教育の修学支援新制度 奨学金 授業料減免	
高等教育の修 学支援新制度 象校か	認証評価及びその他の評価の結果	入学者の構成（男女別）※ 入学者の構成（出身高校所在 地別）※ 入学者の構成（入試方法別） ※	進路	卒業者数・修了者数 卒業・修了者の構成（職業・男女 別）※ 卒業・修了者の構成（産業・男女 別）※ 卒業・修了者の構成（就職地域 別）※ 進学者数、就職者数 卒業・修了後の進路	
評価結果	修学支援 心身の健康に係る支援 留学生支援 障害者支援 就職・進路選択支援	実施している入試方法 障害のある入学志願者に対する合 理的配慮			
学生支援	クラブ活動の状況 ボランティア活動の状況				
学生寮一覧	学生寮の整備状況				
財務諸表等	財務諸表等				

※印は公表が任意とされている項目です。

取組状況一公表画面・公表項目③

【国内版】私学版 公表項目 (令和2年度)

※私学版は日本私立学校振興・共済事業団がウェブサイトを運営

「学校」の公表内容

本学の特色	建学の精神 特色 本学の目的
本学での学び	カリキュラム 教育方法 学びの支援 学修についての評価
	学生生活支援 課外活動
	進路・就職情報 サポート体制 進路選択教育の取り組み 卒業後の進路 卒業者・修了者数 就職者分類
	様々な取組 外国人教員 外国人留学生受入 留学支援 外国人教員 外国人留学生、外国人学生（通信教育部） 修業期間の多様化 連携活動 生涯教育 社会貢献 研究活動

「学部等」の公表内容

学生情報	入学者数 収容定員 在籍者数
教員情報	カリキュラム 教育方法 教員数 外国人教員数
	概要
	学生生活支援 学長 設置学部等名一覧
	課外活動
基本情報	サポート体制 進路選択教育の取り組み キャンパス一覧 特色ある施設 施設トピックス 学生寮
	卒業後の進路 卒業生の声 卒業者数 就職者分類
	様々な取組 外国人教員 外国人留学生 留学支援 外国人教員 外国人留学生、外国人学生（通信教育部） 修業期間の多様化 連携活動 生涯教育 社会貢献 研究活動
	同窓会 自己点検 認証評価 法人情報

字部等の特色	特色 本学部等の目的
入試・学生情報	カリキュラム 教育方法 学びの支援 学修についての評価
	学生生活支援 課外活動
	サポート体制 進路選択教育の取り組み 取得可能な資格 卒業後の進路 卒業生の声 卒業者数 就職者分類
	様々な取組 外国人教員 外国人留学生 留学支援 外国人教員 外国人留学生、外国人学生（通信教育部） 修業期間の多様化 連携活動 生涯教育 社会貢献 研究活動
教員情報	教員組織 教員数 外国人教員数
基本情報	概要 設置学科（専攻）一覧（大学のみ） 学部等トピックス キャンパス一覧 特色ある施設 施設トピックス

④ その他

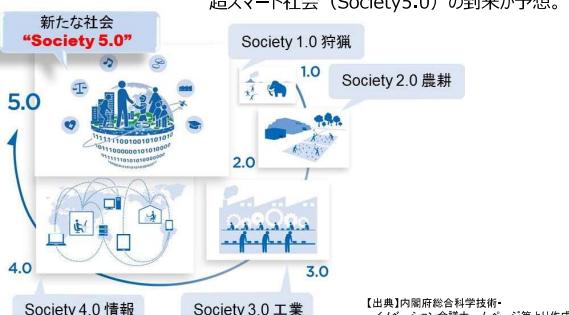
(社会状況の変化)

158

2040年頃の社会の姿

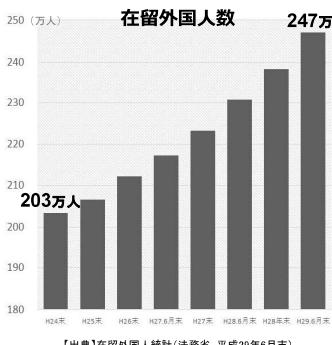
Society5.0

AI、ビッグデータ、IoT、ロボティクス等の先端技術が高度化してあらゆる産業や社会生活に取り入れられ、社会の在り方そのものが大きく変化する超スマート社会（Society5.0）の到来が予想。



グローバル化

在留外国人数、海外在留邦人数ともに増。社会のあらゆる分野でのつながりが国境を越えて活性化。



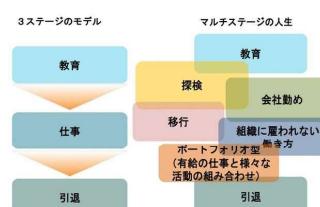
人生100年時代

2007年生まれの子どもの50%が到達すると期待される年齢



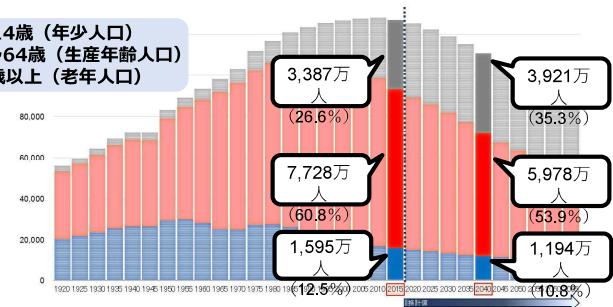
世界一の長寿社会を迎える。教育・雇用・退職後という伝統的な人生モデルからマルチステージのモデルへ変化。

3ステージではなくマルチステージの人生



人口減少

国立社会保障・人口問題研究所の予測では、少子高齢化の進行により、2040年には年少人口が1,194万人、生産年齢人口が5,978万人まで減少。



【出典】1920年～2010年「人口推計」(総務省)。
2015年～2065年、「日本の将来推計人口(平成29年推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)